

広島県スポーツ会館宿泊施設寝具類賃貸借契約書（案）

公益財団法人広島県教育事業団（以下「甲」という。）と 乙として、甲と乙は、次のとおり繊維製品（以下「リネン類」という。）の賃貸借契約を締結した。

（リネンサプライサービス）

第1条 甲は、甲の営業上必要とするリネン類を乙に指定し、乙はこの指定によりリネンサプライサービスを行う。

（品種・仕様）

第2条 甲は前条に基づいてリネン類の品種及び仕様を乙に指定し、乙はこれを乙の負担において調整準備し、その所有権はすべて乙に帰属する。

2 前項のリネン類の品種及び仕様は別紙のとおりとする。

3 乙は常に甲の需要に応じられる完全なリネンサプライサービスを行うため、リネン類を補充し、常に合理的な数量を保有するものとする。

4 乙は甲の要求により、契約の期間中、年1回寝具セットを乙の負担により交換するものとする。

5 甲はリネン類を常に善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

（契約の期間）

第3条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（ただし、1年毎の自動更新とし、その終期は令和10年3月31日とする）

（リネンサプライ料金）

第4条 リネンサプライ料金は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含まない）

品名	数量	単価	備考
寝具セット	85組	円	基本日数20日
シーツ	1枚	円	
包布	1枚	円	
枕カバー	1枚	円	

2 乙は、毎月甲に対して、前月分のリネンサプライ料金を書面で請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（リネン類の集荷、受渡し）

第5条 甲の使用済みのリネン類の送達は、乙の責任において確実に行わなければならない。

（リネン類の在庫調べ）

第6条 リネン類の管理をよりよくするために、甲乙協議の上リネン類の数量を定期的に甲、乙それぞれ立会いのもとに調べるものとする。

（リネン類の紛失、汚損等に対する取扱い）

第7条 前条においてリネン類の員数に不足があるときは、この紛失物並びに使用不能な状態にき損等をされたリネン類について、甲は乙に対して当該リネン相当額を賠償する。なお、賠償については甲乙協議のうえ決定する。

（期間内の解約）

第8条 甲または乙がこの契約期間中に解約しようとする場合は甲乙双方3ヶ月前までにそれぞれ相手方に対し書面をもって予告しなければならない。

（損害賠償義務）

第9条 乙は乙の故意若しくは過失により甲の営業に対して損害を与えた場合、乙は甲に対して賠償の責に任じなければならない。

2 乙がこの契約を第8条により解約する場合は、解約予告期間の満了後といえども甲のリネン業務の事後対策が確立されるまで、サプライ業務を従前どおり継続するものとする。

(規定外事項)

第10条 この契約の条項に疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については甲乙双方誠意を持って解決する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 広島市西区基町4番1号
公益財団法人広島県教育事業団
理事長 桜井 勝広

乙